

平成27年山形村議会第2回定例会

議事日程（第1号）

平成27年6月10日（水曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成27年6月10日

（9日間）

至 平成27年6月18日

日程第 3 村長あいさつ

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 行政報告

日程第 6 請願の委員会付託

日程第 7 報告第 2号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 8 承認第 1号

日程第 9 承認第 2号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第10 議案第34号

日程第11 議案第35号

日程第12 議案第36号

日程第13 議案第37号

日程第14 議案第38号

日程第15 議案第39号

日程第16 議案第40号

日程第17 議案の委員会付託

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 上 条 浩 堂 君
3 番 新 居 禎 三 君	5 番 小 林 武 司 君
6 番 籠 田 利 男 君	7 番 増 澤 武 志 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 西 牧 一 敏 君
10 番 竹 野 入 恒 夫 君	11 番 赤 羽 千 秋 君
12 番 三 澤 一 男 君	13 番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 百 瀬 久君	副 村 長 中 村 俊 春君
教 育 長 山 口 隆 也君	会 計 管 理 者 住 吉 誠 君
総 務 課 長 中 村 康 利君	税 務 課 長 篠 原 雅 彦 君
住 民 課 長 青 沼 永 二君	保 健 福 祉 課 長 塩 原 美 智 代 君
子 育 て 支 援 課 長 小 林 好 子 君	保 育 園 長 百 瀬 清 君
産 業 振 興 課 長 赤 羽 孝 之 君	建 設 水 道 課 長 篠 町 通 憲 君
教 育 次 長 上 條 憲 治 君	総 務 課 財 政 係 長 村 田 鋭 太 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 籠 田 佐 知 子 君	書 記 神 通 川 直 美 君
---------------------	-----------------

◎開会の宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。

これより、平成27年第2回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影又は録音等を行うことは禁止されております。なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） それでは、全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番・小林武司議員、6番・籠田利男議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る6月2日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から6月18日までの9日間にすべきものと決定いたしましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から6月18日までの9日間と決定しました。

◎村長招集あいさつ

○議長(平沢恒雄君) 日程第3、村長より招集のあいさつをお願いいたします。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 議員の皆様、おはようございます。本日、平成27年第2回山形村議会定例会が開催されるにあたり、召集のごあいさつを申し上げます。議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、今朝は梅雨の合間の日差しがまぶしいほどの朝でありました。天気予報では明日から雨のようでございます。梅雨に入ったとの情報でございますが、梅雨という思い出しますのは、江戸時代に雨の中を北上に旅立ちました松尾芭蕉のことであります。3月の7日に江戸を発ち、6月7日に那須を経て、29日にあこがれの平泉に着いております。そこで有名な「五月雨の降り残してや光堂」という歌を詠んでおります。よい歌であります。その時代は豪雨もなく過ぎ去って行ったのかと、今年1年の平穏な気象を切に願うところであります。

さて、今年は庁舎の人事も一新し、フレッシュな新年度をスタートいたしました。それぞれが新しい目標に向かって、「日本一 明るく元気な村づくり」に取り組んでいきます。昨年度、開村140周年という先人や先輩たちの努力、苦労を重ねてつないでいただきました記念すべき歴史の節目の時間をいただきました。特に山形村のてっぺんに、元気の出る鐘のついたケルンを、参加者全員の力で建設ができましたことは、本当によい事業であったと思っております。確かな歩み、そして未来へのスローガンのもと、140年の歩みは次の150年に向けて、後継者にしっかりと引き継いでいきたいと思っております。その1つに、今年は、また、清水高原に3K事業として計画し、山形村のてっぺん保存会のような活動をしようとして計画をしております。信州山の日の継続ができることはうれしいことだと思っております。今年も議員の皆様の絶大なるご支援とご協力をいただきたくお願い申し上げます。

さて、私は今年、健康寿命延伸の村づくりの方針を新たに加えました。長野県・阿部知事は、しあわせ信州創造プランの中で、生きがい、健康県づくりは県民総ぐるみでの健康づくりの推進とうたっています。現在、長野県は長寿日本一の県になりました。さらに世界一の長寿県を目指す方針を出されています。これは県民一人ひとりが長寿かつ健康で、生涯にわたり生き生きと暮らせる長野県を目指し、達成目標として、平均寿命と健康寿命をともに延伸させ、さらに、その差を縮小させようとするものであります。近隣では松本市が6年前より健康寿命延伸都市を宣言して、積極的に取り組んでいますので、進め方を教えていただき、山形村の元気を発信していきたいと思っております。国の地方創生、人口ビジョンの対策でも、県や自治体は目指すべき姿として、長生きするから健康で長生きすると、目指して取り組んでいくとしております。山形村も健康で長生きする元気な村づくりで長寿世界一を目標とします。阿部県政を応援し、ともに健康という大きな目標に取り組んでいきたいと思っております。

さて、議員の皆様には今年に入り、いろいろな場面で積極的な、明るく元気な村づくりについてご提案をいただいております。明日の一般質問でもあろうかと思いますが、山形村が一步でも明るく元気に前に進むよう、共同の村づくりにご支援とご協力をお願いいたします。

最後に、議員の皆様におかれましては、くれぐれもお体をご自愛くださいませ、本議会のご審議にご精励くださいますようお願い申し上げて、召集のごあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告につきましては、印刷してお手元に配布のとおりでございますので、ご了承ください。

例月出納検査結果報告以下の報告につきましては、議会事務局から報告させます。神通川書記。

（事務局書記朗読）

◎行政報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第5、行政報告を行います。

村長より報告願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、行政報告を申し上げます。

先に長野県町村会長政務調査会及び東筑摩郡村町会の報告をいたします。合同政務調査会が4月28日に行われ、県の担当部長より、27年度の各部の活動内容の説明を受けました。6月26日には臨時総会が開かれ、長野県町村会長の会長に川上村・藤原村長が再任され、継続が決まりました。その席で、地区別理事については中信地区の理事に松川村の平林村長が再任されました。その後、27年度の国、県に対する要望についてのスケジュールの説明がありました。昨年まで私は専門部会の担当は産業経済部会でありましたが、今年から社会環境部会のメンバーに変わりました。続いて、第1回東筑摩郡村長会が行われ、会長に朝日村・中村村長を再任し、継続をお願いしました。今後の日程は、9月29日、第2回目の東筑村町会、11月18日、全国町村長会の予定を確認をいたしました。

続きまして、本会に報告します工事の発注状況の内容は、お手元に配布されております資料の「工事の発注状況」であります。ごらんをいただき、行政報告といたします。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（平沢恒雄君） 日程第6、請願・陳情の委員会付託を行います。本日まで議会に提出されました請願・陳情は、27請願第1号から27請願第4号までの請願4件と、27陳情第1号の合計5件であります。

書記をもって件名の朗読を行います。神通川書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ここで本請願の紹介議員より、27請願第1号について、内容説明を求めます。大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

(1番 大池俊子君 登壇)

○1番(大池俊子君) それでは、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願についての趣旨説明をさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度は憲法26条の規定に基づくものであり、すべての国民は能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。そして、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする、と定めています。そして、憲法で無償と定めているのは、義務教育費以外にはないのです。

しかし、旅費、教材費の除外、恩給費の除外、国庫負担率が2分の1から3分の1へ引き下げられたままです。そして、今後さらに国庫負担金の割合が制度全廃も含めた検討もなされる可能性もあります。子どもたちがどこに住んでいようと、自治体の財政力に左右されず、等しく教育を受ける権利を保障するために、義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充すべきであり、国庫負担率を2分の1へ再び戻すよう、強く望むものです。これはずっと毎年出されておりました、意見書も国へ上げています。十分な審議をよろしくお願いします。

○議長(平沢恒雄君) 次に、27請願第2号について、紹介議員より、内容説明を求めます。大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

(1番 大池俊子君 登壇)

○1番(大池俊子君) それでは、安全保障関連法案を国会で成立させないよう要請する請願についての趣旨説明をさせていただきます。安倍内閣は今国会で自衛隊をいつでもどこでも派遣し、米国の行う戦争を切れ目なく支援するための集団的自衛権を可能とする国際平和支援法、武力攻撃事態法や自衛隊法、国連平和維持活動の見直しなど、10本の改正案を乱暴にもひとくくりにした平和安全法制整備法など、戦争をするための法整備平和安全保障法制の制定を進めようとしています。この法案が成立すれば、ただちに米国から戦争加担を求める要求が噴出し、文字どおり、若き自衛隊員が海外で戦争する、殺し、殺される事態になります。これらのことは日本国憲法を事実上空文化させ、国民を統制下に置く戦争法制といっても過言ではありません。多くの憲法学者や法律家が参加する日本弁護士会連合会も反対声明を発表しています。戦後70年、被爆70年であり、戦争を風化させない、忘れない、二度と戦争を起こさないためにも、安保関連法案のすみやかな廃案、そして日本国憲法9条を守り、生かすことを求めます。十分な審議をお願いするとともに、意見書を国会へ上げていた

きたいと思います。

- 議長（平沢恒雄君） 次に、27請願第3号について、紹介議員より内容説明を求めます。新居禎三議員、説明願います。

新居禎三議員。

（3番 新居禎三君 登壇）

- 3番（新居禎三君） それでは、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願の趣旨説明をさせていただきます。

わが国において、公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯は年金収入だけで生活しています。年金は老後の生活保障の柱となっています。しかし、日本年金機構での情報流出や年金記録の問題など、国民の年金制度に対する不信感は根強く、国民年金保険料の前年度納付率は60%前後で推移しています。

そのような中、政府は公的、準公的資金の運用のあり方について検討を掲げ、年金積立金管理運用独立行政法人に対してリスク性資産の割合を高める方向で改革を求め、基本ポートフォリオ、金融商品の組み合わせですが、を大きく変更されました。年金積立金は専ら被保険者の利益のために長期的観点から安全かつ確実に運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、年金積立金管理運用独立行政法人には、被保険者の意思を反映させるガバナンス体制がなく、政府が一方的に方向性を示し、見直しを進められていることは問題であると言わざるを得ません。年金積立金が毀損した場合でも、厚生労働大臣や年金積立金管理運用独立行政法人が責任を取るわけではなく、被保険者、受給者が被害を受けることになります。こうした現状をかんがみ、本議会において意見書を国及び関係省庁に提出されるよう請願するものです。よろしくご審議のほどお願いします。

- 議長（平沢恒雄君） 次に、27請願第4号について、紹介議員より内容説明を求めます。新居禎三議員、説明願います。

新居禎三議員。

（3番 新居禎三君 登壇）

- 3番（新居禎三君） それでは国際平和支援法案、平和安全法整備法案制定に反対する請願の趣旨説明をさせていただきます。政府は第189回通常国会に国際平和支援法案と平和安全法整備法案の2法案を提出し、審議が始まっています。国際平和支援法案は、アメリカ軍や多国籍軍などの戦争を自衛隊が支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法整備法案は集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改

正案など、10の法案を一括したものです。いずれも自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまでの国の防衛以外の目的にしか行使できなかった自衛隊を、アメリカなどの求めに応じ、武力行使を可能とするものにほかなりません。

政府は長年にわたり、憲法9条の下において許容される自衛権の行使はわが国を防衛するために必要最小限の範囲にとどめるべきとして、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使と一体化を憲法違反としてきました。今回の2法案は、わが国の基本政策を転換し、戦争放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるものであり、認めることはできません。よって、山形村議会において、国に対して平和安全法制にかかる2つの法案の制定を断念するよう求める意見書を提出されるよう請願するものです。よろしくご審議をお願いします。

- 議長（平沢恒雄君） 本日提案されました請願及び陳情は、会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配布の請願・陳情付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託し、審議願うことにいたします。
-

◎報告第2号

- 議長（平沢恒雄君） 日程第7、報告第2号「平成26年度山形村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

- 村長（百瀬 久君） それでは、報告第2号「平成26年度山形村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の説明を申し上げます。平成26年度の一般会計の繰越明許費にかかる歳出予算の経費を平成27年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、これを議会に報告するものであります。この繰越計算書は、去る3月30日の議会臨時会におきまして議決をいただきました。平成26年度山形村一般会計補正予算第6号の繰越明許費にかかるものであります。平成27年度に繰り越した事業は4件の1億3,840万8,000円であり、その財源としては国庫支出金3,870万1,000円と、その他財源といたしましてプレミアム商品券の売り上げ代金7,500万円となっていますので、ご報告させていただきます。
- 議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） 先ほど、資料の訂正をお願い申しあげました。訂正箇所でございますけれども、2の総務費、1総務管理費の事業名の中段のものでございます。マイナンバー制対応設定業務委託事業、ここが前回の配布資料が内容がちょっと間違っていましたので、訂正させていただきました。ご迷惑をおかけしました。よろしくお願いたします。

○議長（平沢恒雄君） ほかにはありませんか。

以上で詳細説明が終わりました。それでは、報告第2号について、質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。以上で報告第2号は終了いたします。

◎承認第1号、承認第2号

○議長（平沢恒雄君） 日程第8承認第1号及び日程第9承認第2号を一括議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただいまの一括議題としました承認第1号及び承認第2号の議案について、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 承認第1号「山形村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について」の説明を申し上げます。地方税法の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、関連して、山形村税条例等の一部を改正する必要が生じました。特に緊急を要する案件で、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを認めましたので、平成27年3月31日付でこの条例を専決処分いたしました。よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。内容につきまして、軽自動車税の税率の引き上げを1年延期、グリーン化特例の導入、住宅ローン減税措置の対象期間の

延長が主な内容になります。

続きまして、承認第2号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」の説明を申し上げます。地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、山形村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。特に緊急を要する案件で、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを認めましたので、平成27年3月31日付でこの条例を専決処分いたしました。よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充が主な内容になります。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。ここで議案審査についてお諮りします。承認第1号及び承認第2号については、6月2日実施の議会運営委員会において、議会全員協議会を開催して、細部について詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認めます。よって、承認第1号及び承認第2号については、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定いたしました。

ここで、休憩をいたします。休憩。

（午前 9時32分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 10時10分）

○議長（平沢恒雄君） それでは、先ほど一括議題としました承認第1号及び承認第2号について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、順次、討論、採決を行います。初めに、日程第8、承認第1号「山形村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して、ただちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件は、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立多数であります。よって、承認第1号「山形村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について」は承認することに決定しました。

次に、日程第9、承認第2号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して、ただちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり答申することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、承認第2号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」は、承認することに決定しました。

◎議案第34号

○議長(平沢恒雄君) 日程第10、議案第34号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 議案第34号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条

例について」の提案説明を申し上げます。

山形村国民健康保険税の医療分に係る税率を一部改正しようとするもので、現在の税率から所得割で0.1%、資産割で15%、均等割で2,000円をそれぞれ引き下げるものです。先に開催の国民健康保険運営協議会におきまして、慎重審議の結果、本年度の国保会計の決算見込み、基金の保有額や近隣市村の税率等を比較しながら決定をいただいたものであります。保険税額は7月に算定されますので、今議会に提案し、平成27年度分の国民健康保険税から適用しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

青沼課長。

○住民課長（青沼永二君） 補足説明をさせていただきます。国保税の賦課徴収につきましては、税務課で行っていますけれども、この一部改正は、国保運営に伴うものがあります。よって、住民課より説明をさせていただきます。

まず、平成26年度の医療費の支払いが25年同様に減少しまして、決算では翌年度の償還金を含めて、約8,700万円の繰越が生じる見込みです。また、1人当たり医療費は県内市町村の中ではほぼ中位、中間ですね、に位置していますけれども、1人当たりの保険税額は県内の最上位となっています。特に保健税率における資産割であります。検討意見もありまして、これらを含めて国保運営協議会において税率の見直しを行いました。

改正内容は議案書のとおりであります。この改正により、平成26年の課税対象額、1年前の金額を用いて計算しますと、加入者の所得、資産、世帯構成、条件はそれぞれ異なるわけですが、全体の中での平均的な計算では、およそ1世帯当たり1万円、1人当たりになりますと5,000円。おおよその金額でありますけれども、減額となる見込みであります。

以上、補足説明させていただきました。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第34号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

大月議員。

○8番（大月民夫君） 詳細につきましては、また、委員会質疑の際にお伺いいたしま

すが、ポイントの部分だけ本日お伺いしたいと思います。確か、今から3年前ですかね、平成24年、第2回定例会におきまして、国保の税条例の一部改正を行いまして、あのときはトータルで確か8.5%、金額で約2,200万円の負担増を可決いたしました。その際、議会としても、村民の皆さんにあらゆる機会です丁寧な説明をした記憶がございます。

そこで今回の提案ですけれども、トータルで、前は、先ほど申し上げたとおり8.5%上げたのですが、トータルで何%ぐらいの値下げになるのか。それともう一点は、今年度の予算計上で2億8,620万円が要するに収入見込みになっているのですが、それがおおよそどのぐらいに変わるのかをお聞きしたいと思います。

なお、もし算定されておられたらで結構なのですが、応能割と応益割の比率がどのように変わられるのか、もしわかっておりましたらご説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対して、課長、答弁願います。

青沼課長。

○住民課長（青沼永二君） まず、この計算による試算、先ほど1万円とか5,000円ぐらいという話でしたが、平成26年の国保税の課税の数字を用いてあります。平成27年度における今後7月1日の本算定時の数字ではありません。ただ、そんなに大きく変動はしないものと、相対金額、課税標準額は見ておきまして、やっております。ただ、どのくらい、したがって今年度の見込みで何%くらいこれで下がるか、というところについては、ちょっと計算ができない状態です。

ただ、応益割、応能割、これの比率ですけれども、理想は50対50であります。実際にはどこの自治体もそういった数字ではほとんどできていないと思います。そんな中で、前回のといいますか、従前の応益、応能の比率、それと改正しようとする今回の比率、これについてはほぼ変更ない状態で見えております。

以上になります。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員、よろしいですか。

大月議員。

○8番（大月民夫君） あと、詳細はまた委員会の方で質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（平沢恒雄君） ほかに質疑はありませんか。

質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第35号

○議長（平沢恒雄君） 日程第11、議案第35号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第35号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」提案説明を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、平成27年度より消費税率引き上げに伴う低所得者対策として公費を投入し、低所得者の保険料軽減を行うこととなっております。これに基づき、山形村介護保険条例第2条第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る保険料率を3万480円とするものです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

塩原課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） それでは、詳細説明を申し上げます。お手元の資料の新旧対照表をごらんください。先ほどの村長の提案説明にありましたように、山形村介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、この表のとおり、第2条第2項を加えるものです。これにより、所得段階第1段階に相当する方の負担割合を基準額の0.5から0.45に軽減を図るものとなっております。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で詳細説明が終わりました。

それでは、議案第35号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑ありませんか。

質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第36号から議案第40号

○議長（平沢恒雄君） 日程第12、議案第36号から日程第16、議案第40号までを一括して議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

○議長（平沢恒雄君） ただいま一括議題とした議案第36号から議案第40号までの議案について、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第36号から議案第40号までの各補正予算については、一括で提案説明をさせていただきます。

まず、議案第36号「平成27年度山形村一般会計補正予算第1号」の提案説明を申し上げます。一般会計の補正予算第1号は、歳入歳出に2,615万円を追加し、補正後の予算規模を35億1,515万円とするものです。

歳入予算では、国庫支出金846万6,000円、県支出金2,393万1,000円、諸収入に243万4,000円を追加計上する反面、基金繰入金を868万1,000円減額をいたしました。

歳出予算では、一般職の人事異動に伴いまして、人件費の組み替えの補正を行うとともに、主なものとしまして企画費に長野県発元気づくり支援金事業として92万2,000円、総合戦略の策定支援委託料350万円、農業振興費に6次産業化ネットワーク活動交付金として3,150万円、園芸産地育成事業補助金として303万7,000円、農地費の畑かん更新の調査委託料として59万4,000円、林業総務費で鳥獣被害対策関係として67万8,000円、土木費の道路維持費として302万4,000円を計上し、非常備消防費として消防団員退団者の確定による退職報奨金など192万4,000円を追加計上いたしました。教育費では、当初予算に計上しました事業の、コミュニティ再生事業への振り替え等で518万8,000円の減額補正となっています。詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

次に、議案第37号「平成27年度山形村国民健康保険特別会計補正予算第1号」の提案説明を申し上げます。国民健康保険特別会計の補正予算第1号であります、

歳入歳出にそれぞれ1億5,900万円を追加し、総額を12億4,450万円とするものです。補正の内容ですが、歳入、歳出ともに保険財政安定化共同拠出金に係る科目で、1億6,150万円を追加します。これは県内保険者間相互での財政安定化を図るものですが、従前1件の医療費が30万円以上を対象にしていたが、4月より1円以上全てとすることになりました。このために算定金額が歳入、歳出ともに増額となりました。また、国保税条例の一部改正の提案を今回していますが、この改正に伴う減額見込み分を歳入で減額するなどしました。

次に、議案第38号「平成27年度山形村介護保険特別会計補正予算第1号」の提案説明を申し上げます。介護保険特別会計補正予算第1号は、歳入、歳出にそれぞれ233万8,000円を追加し、総額6億8,588万1,000円とするものです。歳入予算では、低所得者の保険料軽減による第1号被保険者徴収保険料65万1,000円を減額し、繰入金として保険料軽減と同額の65万1,000円を計上し、そのほか歳出予算に伴う国、県の補助金及び繰越金をそれぞれ計上いたしました。歳出予算では主に居宅介護住宅改修費100万円、支払基金返還金200万円、そのほか職員手当等の増額をするものです。

次に、議案第39号「平成27年度山形村下水道事業会計補正予算第1号」の提案説明を申し上げます。下水道事業会計補正予算第1号は、第4条の資本的収支予算の支出で、建設改良費の中の長寿命化再構築工事に300万円を追加計上しました。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,360万8,000円につきましては、消費税収支調整額と当年度損益勘定留保資金で同額を補填しようとするものです。

次に、議案第40号「平成27年度山形村水道事業会計補正予算第1号」の提案説明を申し上げます。水道事業会計補正予算第1号の今回の補正は、第3条の収益的収支予算の中の支出、営業費用の総係費の職員給与費を人事異動に伴う減額で31万2,000円の減額と、修繕費の追加23万1,000円を計上し、差し引き8万1,000円の減額をするものです。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、議案第36号について、詳細説明はありますか。

中村総務課長。

○総務課長（中村康利君） それでは、ただいまの村長の提案説明と若干重複する部分もあるかと思いますが、一般会計補正予算第1号について、詳細説明をさせていただきます。

きます。

事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。5ページをお開きいただきたいと思っております。歳入の関係でございますが、13の国庫支出金でございます。これは第2児童クラブの施設整備費の助成が県費の助成金から制度の改正によりまして、国庫の交付金に振り替えられたものなので、846万6,000円の追加となります。14の県支出金でございますが、農業費の補助金として3,366万8,000円の計上をいたしました。また、児童福祉費の補助金が先ほどの制度改正などもありまして、892万5,000円の減額などとなります。その関係で、合計では2,393万1,000円の追加計上となりました。繰入金でございますけれども、当初、公共施設整備基金の繰り入れを3,978万6,000円を予定しておりましたが、今回の補正の内容で人件費や補助金、諸収入の増等もありまして……済みません、人件費は減でございますけれども、補助金、諸収入の増等もありまして、一般財源の部分を充当するという形で、868万1,000円を基金繰入を減額としたものでございます。19の諸収入でございますが、イベントの参加者負担金、市町村振興協会からの交付金、消防団員等公務災害補償基金からの収入金で243万4,000円を計上いたしました。歳入の総額を2,615万円の追加といたしました。

次に、7ページの歳出でございますが、平成27年度の当初予算の人件費、職員の人件費が定期人事異動、それから新規採用によりまして職員の人事配置によりましての増減という形が大きなものであります。まず、議会費でございますけれども、人件費、人事異動に伴うもので82万3,000円の減額となります。2番の総務費では、マイナンバー法、それから行政不服審査法の一部改正が予定されております。その関係の条例改正の見直しのための委託料の追加。それから総合戦略の策定支援業務、それから長野県発元気づくり支援事業費の計上が主な増額内容となります。それから、今年4月の統一選挙の中で、県議会選挙はなかったために、選挙費の不用額を減額といたしました。総務費の総額では1,568万2,000円の追加計上となります。

3の民生費でございますけれども、住宅改良促進事業の補助金の増や、介護保険事業への繰出しが主なものですが、あとは職員人件費の減額、子育て支援制度の改正などがありまして、認可私立保育園の補助金の減額などで1,947万7,000円の減額となります。4の衛生費でございますが、人件費の減という形で377万6,000円の減額であります。6の農林水産業費ですが、農業振興費の補助金に3,453万7,000円の追加が主なものですが、人件費も含めまして、3,976万9,000円の追加となっております。

8の土木費では、道路の維持補修に302万4,000円。それから、春先にありました公

園でけがをされた方がいたという形で、公園の管理費の事故対策の修繕費としまして21万6,000円を追加いたしました。人件費の減額がありまして、総額では196万1,000円の減額となっております。消防費では、先ほど歳入の面でも言いましたが、消防団員の退職者の確定によります報奨金の追加計上がありまして、192万4,000円の追加となります。教育費では、まちの音楽会関係で83万5,000円の追加計上がありますが、当初予算に計上しました事業の一部を地域コミュニティ再生事業に振り替えた関係で、人件費と合わせまして総額では518万8,000円の減額となっております。

以下、詳細につきましては、8ページ以降の説明をごらんいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第37号について、詳細説明はありますか。

青沼住民課長。

○住民課長（青沼永二君） それでは詳細説明をさせていただきます。補正予算書6ページをお開きください。

6ページ、まず歳入であります。歳入では保険税の改正による減収分として、予算額に対して750万円、こちらが減収です。それから保険財政安定化分の収入ですが、今まで、先ほど村長の説明のとおり、県の請求が30万円以上の医療費がこの算定対象でありましたけれども、今年度より1円以上すべてを対象とするということになりました。見込み額で2億5,150万円ほどということになりましたので、議決予算に対して1億6,150万円を増額しました。基金の繰り入れ分500万円ありますが、これは歳入の不足が見込まれる場合ということで増額をしたものであります。

続きまして、7ページをごらんください。歳出におきましては、先ほど保険財政安定化の歳入の説明をしましたが、歳出では同額を同じように補正しております。そのほか、現在までに確定した科目などを補正する内容もありますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第38号について、詳細説明はありますか。

塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） それでは、山形村介護保険条例の一部を改正する条例と関係がございますので、関係部分の詳細説明を申し上げます。予算書の6ページ、歳入についてごらんください。

款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者徴収保険料について、節

の1で現年度分の特別徴収保険料の減額を65万1,000円となっておりますけれども、こちらが先ほどの低所得者介護保険料軽減による差額の、年額が、差額が3,480円になりますので、それに対象となる見込み人数187人を積算しまして、65万1,000円を計上しております。この減額分につきましては、予算書の7ページになりますけれども、款の7の繰入金、項の1の一般会計繰入金、目の5低所得者介護保険料軽減繰入金として、国庫負担の2分の1、県負担金の4分の1、村負担金4分の1により、同額の65万1,000円を計上しております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第39号について、詳細説明はありますか。

篠町建設水道課長。

○建設水道課長（篠町通憲君） それでは、議案第39号「平成27年度山形村下水道事業会計補正予算第1号」について、補足説明申し上げます。予算書の2ページでございます。第4条の資本的収支の1款、建設改良費、6目 処理場建設改良費の工事請負費を300万円追加補正し、資本的支出の総額を2億6,560万円とするものです。内容といたしましては、浄化センター長寿命化再構築工事費の汚泥棟の中の汚泥計装設備工事請負費が300万円不足の見込みのためでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 次に、議案第40号について、詳細説明はありますか。

以上で詳細説明は終わりました。これより第36号から議案第40号までについて、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合も、一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

大池議員。

○1番（大池俊子君） 一般会計補正予算総務費の方です。支出の方の総務費の中の、12ページのところですけれども、委託料、不服審査制度関連規定整備支援業務委託料がありますが、細かい点については委員会の中でやると思われますが、おおまかにどんなものかをお願いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に対し、村長、答弁願います。

それでは、中村総務課長、答弁を願います。

○総務課長（中村康利君） 行政不服審査制度関連規定整備支援委託料ということで129

万6,000円と、マイナンバー制度の例規整備ということで86万4,000円の減という形で計上させていただいております。これは28年の4月施行になります行政不服審査法等の規定の整備、これに絡む条例の整備が必要になってくるということで、今ちょっと話の中にあるのでは、条例関係は多分50本ぐらいの改正が出てくる可能性もあるのではないかとということで、この洗い出し作業をしなければいけないということで、これを委託に出すという内容のものでございます。

以上です。

- 議長（平沢恒雄君） 大池議員。
 - 1番（大池俊子君） その委託先をお願いします。
 - 議長（平沢恒雄君） 中村総務課長。
 - 総務課長（中村康利君） 村の例規の委託をお願いしておりますぎょうせいになります。
 - 議長（平沢恒雄君） 大池議員、よろしいですか。
ほかに質問はありませんか。
ほかに質疑はありませんか。質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。
-

◎議案の委員会付託

- 議長（平沢恒雄君） 日程第17、議案の委員会付託を議題とします。本日、提出されました議案第34号から議案第40号については、お手元に配布の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めます。よって、議案付託書のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定しました。
-

◎散会の宣告

- 議長（平沢恒雄君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了しました。

本日の本会議はこれにて閉議し散会といたします。

（午前10時44分）